

台湾高雄地区での海賊盤販売者「北海道」に対する
知的財産法院 二審判決に関するお知らせ

日本特定非営利活動法人 知的財産振興協会（IPPA）事務局

当協会加盟会員であるメーカー4社の海賊盤作品を販売していた、高雄市在住の被告に対し、海賊版DVDの販売は著作権法違反であるとして、台湾高雄地方検察署が2015年12月に起訴し、2018年8月28日 台湾知的財産法院 二審判決「106年度刑智上易字第29號」により、本協会会員の作品に対する著作権享有が確定となりました。今回、高雄地方検察署 及び 知的財産法院に対しましては、公正なご判断をいただき感謝申し上げます。

特定非営利活動法人 知的財産振興協会 IPPA

日本の成人コンテンツメーカーを正会員とする約 260 社の作品における、著作権、商標権保護等、海賊版対策を主な活動とし、知的財産の保護を図り、広く公益に寄与することを目的として 設立された特定非営利活動法人（NPO 法人）です。

HP : <http://www.ippa.jp/>

今後のお問合せ先

今後、同様の台湾国内における 日本製成人向けコンテンツの海賊版摘発 及び 捜査協力 又は正規品お取扱いについての情報提供依頼等、海賊版コンテンツの製造・頒布防止活動に関するお問合せに関しましては、台湾に設立されております「IPPA 台湾」にて対応を行わせていただきます。

■特定非営利活動法人智慧財産振興協會駐華辦事處

Intellectual Property Promotion Association, Taiwan Office

TEL : 02-2558-3038